省　令

○経済産業省令第七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）の規定に基づき、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 十～十二　［略］ 2　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］	（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え 十～十二　［略］ 2　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］

二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ［削る］	二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る次に掲げる修理 イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え（外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。） ロ　電池その他の電源部の補修又は取替え ハ　ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え（検定証印等が付された部位を交換しないでできるものに限る。） ニ　外箱を開けないで行うピックアップコードの補修又は取替え ホ　電気回路部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え ヘ　ピックアップを除く分解清掃 十二・十三　［略］ 2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。